

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大多喜町長

公表日

令和6年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画を立て催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押、交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1号 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課収納対策係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人でのかつく人を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象となるシステムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録しているため、不測の事態が発生した場合においても、状況の把握が可能である。これらの対策によって、権限の無い者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	所属長	税務住民課長 和泉 陽一	課長	事後	
平成31年4月1日	請求先	総務課文書広報係 0470-82-2111	総務課総務係 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	個人番号の利用(法令上の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和2年12月25日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和2年12月25日	請求先	総務課総務係 0470-82-2111	総務課文書広報係 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	対家人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年7月5日	対家人数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月5日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年11月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和3年11月30日	対家人数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月30日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	対家人数(いつ時点の計数か)	令和3年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月29日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	対家人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月17日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二の27の項	事後	
令和6年11月13日	対家人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 入手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 入手を介在させる作業	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、入手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	対象となるシステムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録しているため、不測の事態が発生した場合においても、状況の把握が可能である。これらの対策によって、権限の無い者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	I 関連情報:2特定個人ファイル名	1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 3. 共通宛名ファイル	1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル	事後	